

平成28年産牧草・飼料作物について

草地更新(除染)後の牧草地、もしくは、新たに播種した牧草地については、それぞれ収穫物の放射性物質検査を行い、利用の可否を判断後、牛に給与するようお願いいたします。

なお、野草については、引き続き利用できませんのでご注意ください。

6月22日現在の三春町における利用判断状況は次のとおりです。

種類	永年産牧草 (オーチャードグラス、チモシーなど)	単年産飼料作物		イネ科長大作物 (飼料用トウモロコシ、ソルゴーなど)
		イネ科飼料作物 (麦類、イタリアンライグラスなど)	サイレージ 乾草利用	
収穫方法	青刈、サイレージ、乾草利用	青刈利用	サイレージ 乾草利用	-
利用の可否	検査必要 ※注1	利用可能	利用可能	検査必要 ※注2

※注1：農家ごとに検査を実施し、利用の可否を判断。
平成24～27年度に利用可能となった牧草地は、検査不要。
※注2：地域ごとに検査を実施し、利用の可否を判断。

産業課 農林グループ

62・2112

県中農林事務所 田村農業普及所

62・3113



水道に関するお知らせ

水道検針にご協力ください

水道料金を算出するための検針は、1・3・5・7・9・11月の年6回行っています。

今回、7月の検針として、委託した検針員が訪問しますので、能率的に検針できるように、次の点についてご協力をお願いします。

▽メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。

▽犬は出入口やメーターボックスから離してつないでおいてください。

水道料金のお支払い

水道料金は、基本料金と水量料金からなっています。基本料金は、使用水量にかかわらずいただく料金で、水量料金は使用水量に応じていただく料金です。

納期限は、現金払いは奇数月の月末、口座振替の場合は、奇数月の25日です。

便利な口座振替制度

金融機関で口座振替の申し込みをしていただきますと、ご指定の預金口座から自動的に水道料金を支払う制度です。各取扱金融機関へ、金融

機関届出印鑑と通帳を持参してお申し込みください。

取扱金融機関

福島さくら農協、東邦銀行、郡山信用金庫各本支店、郵便局、東北労働金庫郡山支店、郡山東支店

◎量水器(水道メーター)の交換をします

計量法により設置から8年を経過した量水器(水道メーター)は新品と交換することになっております。

今年度に該当する量水器は、次の公認業者がお宅へうかがい交換作業を行いますので、ご協力をお願いします。

止水栓が無い場合など、設置の状況によりメーターの交換ができなかったお宅には、後日、担当よりご連絡させていただきます。

施工公認業者

(有)橋本設備・(有)本田ポンプ店、(有)柳沼設備・吉村管工所・神設備、(株)三立設備

交換手数料 無料

※業者などが料金を請求することはありません。

企業局水道・宅造グループ

62・2500

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請期限を延長します

現在、「二億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給の高齢者を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給しています。

給付対象者には4月に申請書を送付していますので、必要事項を記入のうえ、保健センター窓口へ提出、または返信用封筒で返送してください。

また、申請期限を7月19日から、8月19日まで延長しますので、まだお済みでない方はお早めに申請してください。

振り込め詐欺に注意

町や厚生労働省などが、給付金の支給などの各種手続のために、手数料の振込みやATMの操作を依頼することは、絶対にありません。給付金を口実とした不審な電話があった場合には、最寄りの警察署へご連絡ください。

保健センター

62・3166

<このページのFAXでのお問い合わせ先> 産業課：62-3300 企業局：62-2666